

判例研究

民事判例研究

中央大学民事法研究会

債務者が住所の変更等の届出を怠ったために債権者からの通知が到着しなかったときは通常到着すべきときに到着したとみなす旨の合意は、債権譲渡通知には適用されず、右合意により債権譲渡通知が到達したものとみなされるとしてなされた譲受人による支払督促申立て及び抵当不動産の競売開始申立ては時効の中断事由とはならないとされた事例。

近 藤 優 子

〔東京高判平成二七年三月二四日、判時二二九八号四七頁〕

【事案の概要と判旨】

①平成一九年七月二七日、株式会社Aは、貸金額一五億円（約定利率年八・二五〇％）、弁済期を平成二〇年七月五日として、当

時商号Eとして本店を南青山に置く不動産業を営むY（第一審被告、被控訴人）に対して金銭を貸付けた（以下、本件貸金契約という）。なお、本件貸金契約に係る金銭消費貸借等取引約定は、期限の利益喪失条項を含んでおり、これに加えて「印章・名称・商号・代表者・住所・勤務先その他届出事項に変更があったときは、ただちに債権者に対して書面で提出する」ことの承諾（本約定二〇条一項）、「第一項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延着し、又は到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなす」ことの承諾（本約定二〇条二項。以下、「本件みなし到達規定」という。）が記載されていた。

②本件貸金契約の締結日と同日中に、Aは、株式会社Bに本件貸金契約に基づく貸金債権（以下、本件貸金債権という。）を譲渡し、Yはこれを異議を留めず承諾するとともに、本件貸金債権を被担保債権として、抵当権を設定した（以下、本件抵当権という）。

③Yは、平成一九年一〇月六日から平成二〇年六月五日までの利息及び元本のうち四五万五二四三円を支払ったが、同年六月六日から同年七月五日までの利息支払い日である同年六月五日が経過し、元本の弁済期である平成二〇年七月五日が到来した。

④この後、本件貸金債権は平成二〇年一月一日、Bから株式会社Cへ譲渡され、同年二月八日、Cから合同会社Dに譲渡された。平成二四年二月一〇日、Dは株式会社X（第一審原告、本件控訴人）にこれを譲渡した。（なお、C代表者はB代表者の妻の弟であり、Dの職務執行者である。）BからDへの債権移転については、Bが倒産した際に、上記各債権譲渡についての否認請求認容決定に対する異議の訴えがあり、和解の結果本件貸金債権はDに帰属することが確認された。平成二四年末から同二五年一月にかけて、BからCへ、CからDへ、DからXへの各移転について抵当権移転の付記登記手続がなされた。

⑤一方、Yは、本件貸金契約締結後、平成一九年九月一日に商号をEからFに変更登記し、平成二二年一月一四日にFからYへ商号の変更登記をした。また、平成二三年七月一九日に南青山内で本店移転登記をし、平成二四年一〇月二九日には月島へ、そして平成二五年一月二二日には東麻布へ本店移転登記をしている。しかし、YはこれらをBに届け出していない。

⑥本件貸金債権の譲渡通知につき、平成二五年一月三〇日、B破産管財人弁護士、C及びDは、Yの前商号である株式会社F宛

てに、本件貸金債権がDに帰属する旨の書面を特定記録郵便により送付し、翌三一日にその宛先とした住所地に配達された。

⑦Dは、平成二五年三月二七日、Y前本店所在地である月島に宛てて、本件貸金債権をDからXに譲渡したことを通知する旨の書面（以下、本件債権譲渡通知という。）を内容証明郵便により送付した。しかし、同通知は保管期間経過によりDに返送された。

⑧平成二五年三月四日、Xは本件貸金債権につき支払督促の申立をし（以下、本件支払督促申立という。）、同月二日付け支払督促正本が現在のY本店所在地宛てに発送されたが、「宛て名不完全」、「棟、室番号漏れ」という理由で不到達となり、同年五月二六日、Y代表者の住所地に送達された。Yは、同年六月七日、督促異議の申立てをし、この支払督促事件は、本件訴訟に移行した。

⑨Xは、平成二五年六月二七日、本件抵当権に基づき競売開始の申立をし、同年七月三十一日、競売開始決定がなされた。

そこで、訴訟事件として、XはYに対し、本件貸金債権のうち一〇〇〇万円及びこれに対する平成二四年二月一〇日から支払い済みまで年二・九%の割合による金員の支払いを求めた。

これに対してYは、平成二〇年六月五日、同日支払うべき利息の支払いを怠って期限の利益を喪失し、同月六日から商事消滅時効が進行し、五年後である平成二五年六月五日が経過したため、本件訴訟の第一回口頭弁論期日において本件貸金債権の消滅時効を援用し、Xが平成二四年二月一〇日にDから譲渡されたYに対する一四億九九五万四七七円の貸金債権の不存在確認を求めた。

第一審では、本訴においてXの請求を棄却。反訴においてYの本件貸金債権のうち本訴事件でのXの請求額である一〇〇〇万円の部分については不存在確認を却下し、本件貸金債権のうち一〇〇〇万円を超える部分については存在しないことを確認した。

理由として、争点一（本件貸金債権の譲渡に関する債務者対抗要件の具備）につき、上記事実⑥及び⑦から、B破産管財人弁護士、C及びDが送付した特定記録郵便と、Dが月島に宛てて送付した本件債権譲渡通知は、いずれもYのもとに到達していなかったことを前提として、BからC、CからD、及びDからXへの各債権譲渡はいずれについても、通知がYに到達しておらず、従ってXは債務者対抗要件（民法四六七条一項）を具備していないこととなるとした。

次に、本件みなし到達規定につき、この合意には一定の合理性が認められ、このような合意は一般的に無効であると解すべき理由はなく、としながらも、債務者対抗要件として債権譲渡に関する譲渡人から債務者への通知を定める民法四六七条一項の趣旨については、単に債務者に譲受人を知らしめて債務者の利益を保護するのみならず、譲渡通知がされないことにより、債務者は弁済すべき相手を知ることができず、二重弁済の危険負担のもとに弁済することとなつて支払いが滞り、ひいては取引の安全を害することを防止するという公益を保護する趣旨を有していると解し、これを強行規定に当たるといふべきであるとした（大判大正一〇年二月九日民録二七号一四四頁）。そして、本件みなし到達規定につき、これを債務者が住所変更をしたことによつて債権譲渡通知が届出住所に到達しない場合には、同通知が通常到達すべきときに到達したものとみなし、改めて通知をすることを要しないと解する合意であると解し、このような合意を有効なものと解すると、債務者であるYには債権の帰属関係が不明確となり、Yが二重弁済の危険負担のもとに弁済せざるを得ないこととなり、その支払いが滞り、ひいては取引の安全を害する結果となつて、民法四六七条一項の趣旨に反することとなる。したがつて、本件みなし到達規定が債権譲渡通知の場合にもこれを適用することが合意されていた場合には、少なくともその限りでその合意は無効と解するのが相当であると判断した。

したがつて、本件みなし到達規定によつても通知は到達したものはならず、本件貸金債権の消滅時効に関しては、平成二〇年六月六日を起算点とし（上記事実③）、平成二五年六月六日に商事消滅時効が完成するため、同年六月二十七日に為された本件不動産に対する競売開始の申立ては、時効完成後に為されたものであり、時効中断事由とはなり得ないとした。

また、Yによる複数回の本店移転と、本店移転登記をただちに行わなかつたこと及びこれを債権者に対して通知しなかつたことについては、債務を免れる目的、意図のもと本店所在地を移転したとは認められず、これに対する信義則違反は認められないとした。

Xは原判決の取消しおよび、Yに対して再び一〇〇万円およびこれに対する平成二四年二月一〇日から支払い済みまでの利息の支払いなどを求めて控訴した。

本判決は、原審の結論を支持し、以下の理由でXの控訴を棄却した。すなわち、「債権譲渡について定めた民法四六七条一項が、債務者の承諾とともに債務者に対する譲渡の通知を、債務者及び債務者以外の第三者に対する関係において対抗要件としたのは、債権を譲り受けようとする第三者は、まず債務者に対して債権の存否やその帰属を確認し、これに対して、債務者も、譲渡の通知等を受けていない限り、第三者への債権の譲渡がないものと表示するのが通常であるから、第三者はこのような債務者の表示を信頼して、当該債権を譲り受けることになることを踏まえたものである。したがって、民法の規定する債権譲渡の対抗要件制度は、当該債権についての債務者の認識を通じて、譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立しているものと解される。」とし、「このように、民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を発したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである。」「そして、本件においては、Dからの債権譲渡の通知が到達しなくても、本件貸金債権が控訴人〔X〕に譲渡された事実を被控訴人〔Y〕が認識していたと認めるに足りる証拠はない（また、これを容易に認識することができたと認めるに足りる証拠もない）。したがって、実際に本件債権譲渡通知が被控訴人に到達しておらず、これにより債務者である被控訴人が譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知が被控訴人に到達したものと解することは相当ではないというべきである。」とする。本件みなし到達規定に関しては、上記民法四六七条一項の趣旨にかんがみ、「当該債権が二重に譲渡される客観的な可能性が全くないというのであればともかく、少なくとも本件においては、債権者であるDが本件貸金債権を控訴人以外の第三者に譲渡する客観的な可能性が全くなかったと認めるに足りる確な証拠はないのである。したがって、本件債権譲渡通知に本件みなし到達規定を適用するとした場合には、債権の取引の安全を害するおそれがあり、民法が対抗要件として通知又は承諾を求めた趣旨と矛盾、抵触することになるというべきである」とした。

また、時効援用については、①Yが最後に本店所在地の変更登記をしてから本件貸金債権の消滅時効完成まで四か月以上の期間があったこと、②C代表者はB代表者の妻の弟であり、Dの職務執行者であること、③XはYの商号の変更及び本店所在地の移転

について、支払い督促の申立ての時点で認識していたこと、④Xは消滅時効の完成の可能性が認識できたにもかかわらず、Dに對して通知到達の有無を確認し、本店所在地が移転していることを教示する、あるいはY代表者自宅宛てに送付するよう求めるなど、①の期間内に手段を講じなかったことなど総合考慮し、Yが本件債権譲渡通知の未到達を主張することは権利の濫用にはあたらず、信義則に反するとまでは解することができないとした。

〔研究〕

本判決では、契約の当事者が、原契約で定められていた「みなし到達規定」が、債権譲渡通知にも適用されるか否かが主たる争点となった。ある通知にみなし到達規定を適用することが許されるのか否かの判断にあたっては、「何が」通知されたのかという点が問題となる。たとえ契約当事者が、みなし到達について合意していたとしても、その通知によって生じる効果によっては、契約当事者以外の第三者にまで影響を及ぼすものもある。もし、その通知が事実上到達しなければ、第三者に影響を与える、あるいは取引の安全を害するものだとすれば、たとえ契約当事者間では通知の到達を擬制することに合意していたとしても、この合意は無効となる可能性がある。したがって、本件では債権譲渡の対抗要件としての通知についての「到達」の意義が検討されなければならない。

過去には、債権譲渡通知を免除する旨の特約につき、これを否定した大審院判例がある。本判決では、債権譲渡通知へのみなし到達規定の適用を否定したが、その理由として、民法四六七条一項の趣旨が、「債務者の認識を通じた債権譲渡の公示」であり、これは債務者の保護に加えて、債権譲渡取引に参加しようとする潜在的な第三者を保護するものであると述べた。そして、このような債権譲渡通知の趣旨に鑑みて、この通知が事実上債務者に到達していな

いにも関わらず、到達したものとみなす合意は許されないものとした。

以上のことから、本件を研究するにあたっては、民法四六七条一項の定める対抗要件の性質から、到達擬制が認められるか否かを検討することを主軸とする。しかしながら、この論点に至る前に、本件の債権関係を順次確認していかななくてはならない。すなわち、本件はまずAとYによる貸金契約の中で本件みなし到達規定が定められ、Aがこの債権を譲渡した結果、最終的にXがこの原契約の特約を主張するという構造になっている。また、Yは本店所在地につき商業登記を行っていたという事情も介在する。X・Y間で争われているのは確かにみなし到達規定の適用の可否のみであるが、理論的な問題点としてはまず、①みなし到達規定の妥当性、②原契約に伴う特約の譲渡性を確認する必要がある。そして、①、②が肯定された場合にはじめて、本訴の争点である③債権譲渡通知についてみなし到達規定の適用が認められるか（民法四六七条一項の強行規定性）が問題となり得るのである（論点①、②が否定される可能性も十にある）。また、反訴の争点である④届出義務に違反したYが時効を援用することにつき、信義則違反が問われる。①、②については、当事者で争われていない論点であるが、本判決を理論的に一般化する上で避けて通れない論点であるため、以上の順に検討していく。

1 みなし到達規定の有効性

(i) みなし到達規定の合理性

では、まずはみなし到達規定の合理性について取りあげたい。

一般に、みなし到達規定とは、平成九年以前金融機関の用いる取引約定のひな型（以下、これを銀取約定ひな型とい

う。)に組み込まれていたものである。そして、このひな型の使用が廃止された今日においても、多くの金融機関および貸金業者が使用している利用規約には、凡そひな型と同じ条項が含まれている。銀取約定ひな型を例に取ると、その一条は、一項「印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします」、二項「前項の届け出を怠ったため、貴行から為された通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。」とする。

このような諸条項は、当該約款を作成した側の当事者によって一方的に定められているものであるが、本件の原審は「本件みなし到達規定は、被告が届出住所の変更に係る届出を怠り、これによって債権者がした通知等が到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに被告が同意するというものであるが、この合意は一定の合理性が認められ、このような合意を一般に無効であると解すべき理由はない」としており、条項自体を否定していない。⁽¹⁾もつとも、この「一定の合理性」が認められる理由については言及されていない。そこで、以下ではみなし到達規定の妥当性を検討するにあたり、まず本規定の合理性の有無を検討する。そして、この合意が公序良俗に反するか否か、各法律の強行法規に反するか否かを検討していく。

まず、住所等の変更、そのなかでもとりわけ住所、商号という、通知の送達に関わる部分について、届出を義務付けることの意義を確認したい。契約当事者にとつて、相手方の住所や商号は、債権者が権利を行使するうえで非常に重要な情報である。そして、債権者は債務者の住所を常に正確に把握することで解除のための催告や、時効の中断を為すなど、自己の権利を確実にすることができる。だからこそ、相手方の住所を知らない場合に民法では、公示送達(民法九八条)や、債権者不確知による弁済供託(民法四九四条)を認めているが、あくまでもこれらは例外的な手段で

ある。とくに、これらの手段は効果を實現させるまでに時間と費用がかかってしまったため、取引量の多い企業ができるだけこの煩を免れるために予め相手方の住所や商号の把握に努めるべく、事前にこのような届出義務に合意させることは十分に理解できることである。

また、債務者が債権者に住所等の変更届けを怠ること、債権者が債権回収に困難を来すは当然のことであって、届出懈怠が契約当事者としての誠実さを欠いていると受け止められることも無理な話ではない。そうであれば、このみなし到達を、債務者に対するペナルティと捉えることも十分可能であり、届出懈怠が債務者の責めに帰することができるものである限り、債務者はこの不利益を甘受すべきである。⁽²⁾さらに、このような特約がなければ、債権者側が公示送達の費用を手数料に還元する可能性もあると考えられる。住所等届出条項と、そのペナルティとしてのみなし到達規定を契約に含めることは、当事者双方の要請であると言えよう。このように、実際に通知が到達していなくても到達したと見なされることについての合意は、債務者側に義務を課す規定であっても、契約相手方の住所や商号の重要性に鑑みれば不当というほどのものではない。⁽³⁾とりわけ、対企業取引においては、みなし到達規定を置くことが債権者側の債権管理手段だとすれば、債務者もまた自己の債権管理が要請されることは決して不当とは言えないのではないだろうか。

しかしながら、みなし到達規定の合理性を認めることができるとしても、強行規定に矛盾するものであってはならないことは、約款でも契約一般でも同様である。⁽⁴⁾そこで、以下では、みなし到達規定と矛盾する諸法規が、強行規定にあたるか否かを確認する。

(ii) みなし到達規定と到達主義

みなし到達規定が到達を擬制する特約であるという点から、真つ先に抵触が疑われるのは、意思表示の到達主義を規定した民法九七条である。債権譲渡通知の法的性質は、觀念の通知であり意思表示にはあたらないが、効力発生時期に関しては意思表示に関する民法九七条を類推適用するのが通説である。⁽⁶⁾ 民法九七条の「到達」とは、送達物の到着につき相手方が知する必要はなく、相手方の了解可能な状態に置かれること、すなわち、支配圏内に入ることを意味する。⁽⁷⁾ そうであれば、たとえ支配圏内に入っていなかったとしても到達したものとするという特約は、形式的には到達を擬制しており、到達主義の原則に則っているものの、実質的な意味では到達していなくても、意思表示の効力を生じさせる合意ということになる。このことから、本規定は形式的には到達主義の原則に立つものであるが、実質的には発信主義の効果を持つものである。⁽⁸⁾

通知の到達時期を決定することの意義とは、当事者間のリスク分配に尽きるのであって、法律効果に拘束される時期につき当事者間で特約を定めることは、原則的に認められる。すなわち、民法九七条は任意規定であると解するのが通説である。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾ みなし到達規定一般に関する解説を見ても、民法九七条を理由にその有効性を否定するものはない。⁽¹¹⁾

(iii) みなし到達規定と商業登記

また、みなし到達規定は、場合によっては会社法九〇八条一項とも抵触する可能性がある。本件においてYは、本店の移転をXにこそ届け出でいなかったものの、商業登記は済ませている。この登記により、第三者が善意につき正当な事由がない限り、Yは登記事項を第三者に対抗することができ(会社法九〇八条一項後段)、このとき善意についての過失・重過失は問われない。⁽¹²⁾ この「第三者」とは、登記事項の法律関係の当事者でない者を指すため、ここには

登記義務者の債権者も含まれる⁽¹⁴⁾。本条によれば、会社が本店を移転し、それを登記すれば、会社の債務者が移転前の本店において履行の提供をしたとしても、債務者は履行の提供の有効性を主張することができない。では、本件のようにみなし到達規定によって到達したものとみなされる通知により何らかの法律効果が生じるような場合には、本来無効となるはずの通知の効果の処理方法として、通知の効力を有効とするみなし到達規定と、これを対抗できないとする商業登記ルールのいずれが優先するかが問われることになる。このみなし到達規定によれば、債権者は通知の到達を主張すること、ひいてはそれに伴って発生する法律効果の有効性を主張することができることとなるため、これを採用すれば、会社法九〇八条一項後段に定められている前段に対する例外（第三者が登記を知らなかったことにつき「正当な事由」がある場合には、第三者に対抗できない）よりも、広く例外を認めることになる。つまり、会社法九〇八条一項の定める対抗力を制限するものとなるため、このような特約が認められるかを確認しなければならぬ。

この点につき、会社法規定の強行規定性に関しては、平成一七年の会社法制定以降、会社法におけるすべての規定が強行規定とされている⁽¹⁵⁾。とりわけ、一定の事項を登記することによって第三者に当然に対抗することができる規定する九〇八条（旧商法二二条）は、「個別的に『合意』することが不可能か困難な者の間でも、合意の成立を認めその内容に拘束力を認めるための擬制（フィクション）」として強行規定としての意義を示す一例にも挙げられている⁽¹⁶⁾。確かに、本条を強行規定と解すると、実質的に常に必ず登記事項を探知するよう第三者に求めるものであると解することもでき、このような要請を本規定の前提とする考え方には批判もある⁽¹⁷⁾。この立場に従えば、債権者は、債務者に住所等の変更の届け出を義務付けたとしても、この登記事項の探知という負担を免れることができないということになる。しかし、登記情報の取得が電子化によって容易になった現行制度下においては、少なくとも商人たる債権者の

取引業務に支障がでるほど煩雑であるとは言えないのではないだろうか。

(iv) 小 括

以上のように、本規定に関しては、貸金業者が銀行取引約定書を基盤にした利用規約を用いているものであるが、この場合も、少なくとも住所等届出条項、みなし到達規定そのもの合意については、合理性を認めることができ⁽¹⁸⁾。民法九七条が任意規定であることから、通知の發送さえ為されていけば、民法九七条に反するという一事をもつてみなし到達規定が否定されるということはないということになる。

もつとも、相手方が住所等の変更につき商業登記をしていた場合には、みなし到達規定が一部否定される可能性もでてくる。すなわち、当該通知が到達することにより、何らかの権利義務を発生、変更する効果が発生する場合には、会社法九〇八条一項と抵触する限りにおいて、みなし到達は否定されるということになる。

本件においては顕在化しなかった論点ではあるが、場合によっては本件でも、Yの商業登記があったという一事をもつてみなし到達規定は適用されないと判断される可能性もありえたのではないかということは指摘しておきたい。

2 債権の譲渡に伴う特約の移転

(i) 特約移転の根拠

ところで、Xが、みなし到達規定の効力を主張するためには、当該規定が債権譲渡に伴って移転し、DのYに対する債権譲渡通知の送達についても本件みなし到達規定が適用され、これをXが主張することが認められなければならないはずである。契約の拘束力が相対的なものであるという原則から考えれば、債権の譲受人が原契約の特約を当然

に主張することはできないはずである。

債権譲渡があった際に、譲受人に特約が移転することを正当化する根拠として、次の二つが考えられる。一つは、特約が、債権譲渡によって当然に移転する性質を有することである。債権譲渡とは、債権がその同一性を失うことなく、譲受人に移転することである。一般的には、当該債権を被担保債権とする人的、物的担保のほか、債権に付随する権利（利息債権、違約金債権、譲渡人の有した代位権や債権者取消権）や、確定判決、そして債権に付随する各種抗弁権（同時履行、期限の猶予など）は、債権譲渡に伴い当然に移転するものとされている⁽¹⁹⁾。また、実務上、法律行為で生じる効果を制限するような付款は、譲受人も当然にこれを主張できると解されている⁽²⁰⁾。では、A Y間の本件貸金契約に伴って締結された条項は、債権に随伴するものなのか。本件特約のなかでも、とくに住所等届出条項およびみなし到達規定について譲渡債権との同一性を認めるか、あるいは付款となるかが問題となる。

もう一つは、特約の移転に関する当事者の意思である。特約の性質上当然に移転すると認められない場合には、条項ごとに契約解釈をしなければならない⁽²¹⁾。債務者があらかじめ、債権譲渡によって特約も随伴することにつき合意していたとすれば、特約は移転する。また、たとえ債務者の明示の合意がなかったとしても、契約の性質上、特定の特約が入ることが一般的であり、商慣習と言えるような場合には、そのような特約が入ることを債務者は推認することができるものと考えられる。期限の利益喪失条項に関する議論⁽²²⁾ではあるが、期限の利益喪失条項が含まれることは実際借主からしても常識であるという点から、ある種の商慣習として公知の事実と認め、譲受人に随伴すべきものと考えられる見方がされている。

裁判例（東京地判平成二二年一〇月二〇日判タ一三五三号一二四頁）は特約の随伴性が争われた事案で、次のように判断

している。すなわち、事業譲渡代金債権の譲渡にあたり、原事業譲渡契約に含まれていた期限の利益喪失条項に基づいて、譲受人が債務者に対して事業譲渡代金の残額を請求した事案で、債権譲渡に伴い期限の利益喪失条項が移転することを肯定した。その理由としては、事業譲渡契約と、譲渡担保契約が同日に、かつ債権譲渡人代表者、債務者、債権譲受人代表者の三者立ち会いのもとで行われたこと、そして、当該債権は当初から、債務者は譲受人の口座に弁済するものと定められていたということが考慮されている。

(ii) 本件みなし到達規定の移転の有無

では、みなし到達規定についてはどうだろうか。まず、住所等届出条項およびみなし到達規定は、譲渡債権と同一性を有するものではない。これらの特約は、債権の内容に直接影響するものというよりは、債権行使の円滑化の要請に応えるものであるから、債権の内容とまでは言えないだろう。また、譲渡債権の付款と考えることはどうだろうか。住所等届出条項については、これを債務者に課すことが、債権者の権利行使に密接に関係し、貸金契約を全うするための黙示の条件とも言えるから、これを付款と考えることはできる。しかし、みなし到達規定については、届出義務が履行されなかったときの不利益を債務者が負うことにする規定であって、利益調整の規定に過ぎない。したがって、みなし到達規定について譲渡債権の付款と認めることはできないと思われる。

次に、特約の移転に関する当事者の意思であるが、本件の認定事実から、AがBに本件貸金債権についての譲渡契約を締結した際に、Yがこれに関わっている、立ち会っているという事実は明らかでない。

しかし、本稿1(i)で述べたように、債務者の住所とは債権者が権利行使する上で非常に重要な情報であり、この届出条項そのものの合理性は認めることができる。そして実際、銀行取引約定書と並んで、およその消費者金融業

者の利用規約には、期限の利益喪失条項と同様に住所等届出条項が定められており、その届け出懈怠に対してはみなし到達規定が定められている。そうだとすればやはり、たとえ債権譲渡があったとしても、譲受人と債務者との関係においても契約内に同様の届出条項が含まれることは、債務者にとっても合理的に推認可能と言えるのではないか。

(iii) 小 括

このように、住所等届出条項およびみなし到達規定が広く普及している現状を見れば、もはやこれを商慣習と言っても過言ではない。ましてや、本件のような企業間の取引においては公知の事実と考えられる。そうであれば、本件においても当該条項は移転すると考えてよいだろう。

借主Yが、みなし到達規定の効力を否定したいのであれば、住所等届出条項およびみなし到達規定の譲渡性について争う余地もあったと思われるが、これらの問題に関しては原審、本判決において争点となっていない。したがって、判例を検討する上で直接的には言及する必要はないのかもしれないが、本稿では本件を考察するにあたり前提問題となる理論的構成を説明する必要から、十分検討する意義があると考え、ここに採り上げた。

3 みなし到達規定の適用の可否

本稿ではここまで、本件において当事者間で争われてはいないものの、XYの債権関係を考察する上で前提となる理論的問題点(本稿【研究】の冒頭で挙げた論点①、②)を検討してきた。

①では、民法九七条が任意規定であることを確認した。このことから、みなし到達規定それ自体は一般的に有効とみてよい。しかしながら、その一事をもってただちに、全ての通知・書類の送付につきみなし到達規定が適用される

とは限らないという点に留意しなければならない。みなし到達規定自体に一定の合理性は認められるものの、適用のための要件や、適用範囲が不明確であるために、制限的に解釈される傾向にある。⁽²³⁾とりわけ、権利の喪失、変更に関するような、権利関係を創設するような効力がある通知については、第三者のみならず当事者間での効力についても、疑問が呈されている。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

また、②の論点は商業登記をした場合を問題としたが、多くの場合に債権者を煩わせるのはむしろ、住所等の変更を届け出ないまま行方をくまらずような債務者である。そうだとすれば、やはり本件ではみなし到達規定の有効性につき、再度検討すべきであるし、その意義もあると考える。

したがって、以下では、債権譲渡通知にみなし到達規定の適用が認められるか否かを検討すべく、まずは前提問題として契約当事者の意思の観点から見て、そもそも債権譲渡通知にみなし到達規定が適用されることが想定されていたか否かという問題があることを押えた上で、民法四六七条一項の強行規定性について論じていく。⁽²⁶⁾

(i) 契約当事者の意思の観点から

まず、ここで想定されている「通知」とは、法律行為としての意思表示、受任した事務処理の報告、事務連絡的な報告などを含むとされている。⁽²⁷⁾この「通知」が、債権譲渡通知も含む規定であるということについて、合意があったか否か。少なくとも、みなし到達規定の文言上、債権譲渡通知を除外するような書きぶりにはなっていないが、当事者のみなし到達規定の適用範囲についての認識（あるいは本約款を用いた契約の相手方となる顧客圏の平均的合理的な理解可能性）も検討する必要がある。

本規定は、住所等の変更を債権者に届け出なかった債務者に対して、届出を怠ったことによる不利益を課すという

規定である。つまり、この規定に合意するということは、債務者が、この不利益を甘受する意思が認められなければならない。そして、ここに債権譲渡通知の不到達による不利益、すなわち当該債権が二重譲渡された場合に二重に支払わなければならない可能性を甘受することに対する認識が存在していたのかということが検討されなければならない。

債務者の意思を推認するための手がかりとして、本件貸金契約を締結したときに、本件貸金債権が譲渡されること、あるいはその可能性があることが前提となっていたかどうかが必要となつてこよう。本件において原貸金契約のなかに譲渡に関する特約が結ばれていたかは定かではないが、多くの消費者金融業者の利用規約には、債権譲渡もしくは契約譲渡に関する条項が定められている。そしてその条項の文言は概ね、債権者が貸金債権について譲渡する旨と、それに対して債務者は承認する、あるいは異議なく同意することを合意するものとされている。このように、みなし到達規定と債権譲渡・契約譲渡に関する条項が含まれている場合には、債務者も当該債権の譲渡の可能性を認識することはできたと考えられるだろう。もちろんこのような条項がなかった場合には、取引の様態などから見て債務者が通常、債権譲渡を想定し得るものか否か、ひいては債権譲渡による二重払いのリスクに関して認識できたか否かについては、検討しなければならない。しかしながら、本件のように債務者も企業である場合については、とくに債権譲渡禁止特約を結ぶなど、債権者が変わることに對するリスクを未然に防止するなどの措置をとっていないことから考えても、債権譲渡を想定していなかったとは言えないものと思われる。

(ii) 債権譲渡通知とみなし到達規定の関係

みなし到達規定の言う「通知」に、債権譲渡通知が含まれることが想定されていると認められるならば、次の問題

としてこの有効性が問われる。本規定が有効であるためには、これらが民法上の強行規定に反しないものでなければならぬ。そこで、本判決において争点となった、民法四六七条一項と、みなし到達規定との整合性について、以下検討していく。

大審院判例として、債権譲渡通知を不要とする特約が結ばれ、譲受人が譲り受けた債権を被担保債権とする抵当権の実行を申し立てた事案において、民法四六七条一項は、債務者の利益を保護すると同時に公益を保護する強行規定であるため、これに反する特約は無効であるとした。⁽²⁸⁾ その理由として、「若シスル特約ヲ有効ナリトセンカ債務者ハ債権カ其譲渡ニ依リ数人ニ轉輾セル場合ニ於テ何人ニ弁済ヲナスヘキヤヲ知ルコトヲ得ヌ又ニ重弁済ヲ為スノ危険ヲ負担スルニ非サレハ弁済ヲ敢テスルコトヲ得サルノ結果トシテ債務者ヲシテ其支払ヲ渋滞セシメ取引ノ安全ヲ害シ公益ヲ害スル」としている。⁽²⁹⁾

他方、学説では、民法四六七条に規定される對抗要件規定のうち、対第三者對抗要件たる第二項は強行規定だとし、第一項は強行規定となるのかという問題が俎上に上がることとなった。前述の大判大正一〇年に出された諸判決につき、その評釈は批判的であったが、⁽³⁰⁾ 判例に親和的な立場も多く見られた。もともと、判例同様に強行規定であるとする見解の中でも、民法四六七条一項、二項の区別が不明確であるものや、あくまで民法四六七条一項の趣旨は債務者保護であり、この債務者の保護により取引の安全が保護されるという論調であった。⁽³¹⁾ この後、多くの有力学説が判例の立場を支持したため、徐々に形勢は傾き、任意規定とする立場が通説となった。⁽³¹⁾ この通説の説くところによれば、民法四六七条一項の趣旨は、「債権者が変更したということを債務者自身に対して主張すること」なのだから、債権者（譲渡人）と債務者との間で、「通知または承諾がなかったとしても、債権譲受人は債務者に対して債権譲渡を

「対抗し得る」旨の特約が結ばれたとしても、これは債務者が自ら債権者を誤るリスクを引き受けたに過ぎず、これが暴利行為とも判断されない限り、無効にする必要はないとするものである。⁽³²⁾

この後、最判昭和四九年三月七日民集二八卷二号一七四頁は、指名債権が二重に譲渡され譲受人間の優劣を決する基準を判断するにあたり、再び民法四六七条の趣旨を示した。すなわち、民法四六七条一項が債務者に対する譲渡の通知をもって対抗要件としたのは、「債権を譲り受けようとする第三者は、先ず債務者に対し債権の存否ないしはその帰属を確かめ、債務者は、当該債権が既に譲渡されていたとしても、譲渡の通知を受けないか又はその承諾をしていないかぎり第三者に対し債権の帰属に変動のないことを表示するのが通常であり、第三者はかかる債務者の表示を信頼してその債権を譲り受けることがあるという事情の存することによるものである。」と述べたのである。

民法四六七条一項の理解に関する判例と通説のねじれはここでも解消することはなかったが、この後に公表された池田真朗の一連の論稿により、⁽³³⁾以後学会の論調に変化が現れる。フランス民法一六九〇条と、それを継受したボアンナードによる民法草案と現行民法四六七条の立法過程を比較し、民法四六七条一項および二項の關係と趣旨を解明した池田論稿は、本条の性質を強行規定と評価した。その理由として、「通説は（そして判例も）どちらかと言えば債務者のことばかり問題にしているが、問題はむしろそこにはなく、当該債権から戻ってくる第三者の方にある。」「本来債権譲渡の通知・承諾は、債務者に新債権者（譲受人）を知らしめるだけのものではなく、債務者の新債権者についての認識と、外部からのその問い合わせに対する回答とにより、公示の機能を営むものであり、まさにこの理由から、当該債権に関係しようとする第三者（譲渡人の債権者等）の保護のために、通知・承諾を省略する特約は許すことができないのである」とし、その趣旨は潜在的な債権譲受人の保護をも含むものであるとした。「通常の指名債権の

場合には、いかなる時もそれら第三者の介入の可能性を捨象し切ることとはできないのであるから、「対債務者に限つて」という条件を付してそのような特約を認めることも不都合⁽³⁴⁾であるとする。

以降、この最判昭和四九年と池田説の登場を契機として、強行規定説への支持が多く見られるようになったため、⁽³⁵⁾以前にも増して任意規定説と強行規定説の対立が鮮明になっている。

(iii) 小 括

① 強行規定性の肯定

筆者は、民法四六七条一項を強行規定と解することに賛成する。判例・有力説は、民法四六七条一項の趣旨につき、債務者が、譲渡債権につき、事実上即した情報を得られることを保障することによって公示機能としてのほたらしきを持たせ、債権譲渡を受けようとする第三者を保護することであるとす。すなわち、同条一項は債務者の利益のためにあるだけでなく、むしろ債権の取引に入ってくる可能性のある潜在的な第三者の保護を主眼としているとする。問題は、對抗関係にある第三者がいらない事案であっても、取引に入る可能性のある潜在的な第三者を考慮する必要があるか否かという点にある。

確かに、特約によって債務者が二重弁済のリスクを引き受けることは、私的自治の範囲で認められ得るだろう。これに加え、当該債権を譲り受けようとする第三者が債務者に対して問合せを行った時点で、仮に債権譲渡通知は受領していない、という解答があったとしても、その第三者が債権を譲り受け(二重譲渡の状態である)、確定日付ある証書が到達するまでの間に、他の譲受人が對抗要件を備えてしまえば、結局のところ当該第三者は債権の取得に失敗する。そうだとすれば、債権譲渡の對抗要件制度が通知、すなわち債務者の認識によって成り立つものである限り、第

三者の不利益は、制度上避けがたいものであるようにも思われる。このように、債権譲渡の對抗要件の公示は、債務者の認識を根幹にせざるを得ないため、元より実際の事実関係を反映させるには限界がある。さらに言えば、そもそも民法四六七条における通知もまた到達主義を採用している限り、相手方が当該通知を了知可能な状態に置きさえすれば、たとえその後相手方が当該意思表示ないし通知の内容を実際に認識したか否かに関わらず、法律効果を発生させるものとしている。³⁶⁾

このように、債務者の認識の有無と公示機能の奏功は必ずしも直結するものではない。しかし、公示が事実を反映しきれないことは、絶対性が認められている物権変動の對抗要件制度でも同様であろう。どちらも、對抗要件である限り、公示はできるだけ適時に正確に事実を反映していることが望ましい。

したがって、未だ對抗関係にある第三者が登場していない場合であっても、民法四六七条一項もまた強行規定とすべきだろう。

② 民法四六七条一項と到達擬制の関係

このような理解のもとで、みなし到達規定を債権譲渡通知に適用することが民法四六七条一項に反するか否か検討する。

本件みなし到達規定によれば、合意の当事者間では、発送された債権譲渡通知は債務者に到達したこととなる。つまり、当事者間においては、この通知は発信もされているし、到達もしていることになる。そうであれば、形式的には本件みなし到達規定は民法四六七条一項に反していないように思われる。

しかし、前述したように、民法四六七条一項の趣旨に照らして債権譲渡の公示としての機能を期待するならば、で

きるだけ、債務者が債権譲渡に対して認識可能となるような通知であることが望ましい。そうであれば、意思表示あるいは観念の通知のなかでも、とりわけ債権譲渡通知については、債権譲渡を受ける潜在的な第三者のため、ひいては取引の安全の保護のためにも、「通知の到達」は、通知到達に関する債務者の事実上の認識を、できるだけ確実なものにするような「到達」でなければならない。もしも、債務者の認識を介さずに対抗要件を具備することができるのとすると、ただでさえ完全ではない債権譲渡の公示の信用性をさらに低めることを認めることになってしまう。前述のように、第三者は債権譲渡の潜在的なリスクは覚悟すべきであるとしても、公示はできるだけ正確に事実を反映するものでなければ、第三者が無用な争いに巻き込まれる可能性は高まり、債権の流通の妨げになり得るだろう。したがって、みなし到達による形式的な到達でよいわけではなく、債務者の認識可能な状態に置かれなければ意味がない。

このような観点から、債権譲渡通知を不要とする特約のみならず、到達したものとみなす特約であっても、強行規定たる民法四六七条一項に反するため、認めることはできないのである。

③ 本判決の分析、検討

そこで、債権譲渡通知にみなし到達規定は適用されないとする本判決の判断枠組みは、妥当だろうか。本判決の特徴をより浮彫にするために、第一審の判旨と比較し、分析する。

まず、第一審では、民法四六七条一項の理解について、同条一項の趣旨につき前述大判大正一〇年を引用し、「単に債務者に譲受人を知らしめて債務者の利益を保護するという趣旨のみならず、上記通知がなされないことによって債務者が弁済をすべき相手方を知ることができず、二重弁済の危険負担のもとに弁済することとなって支払が滞り、

ひいては取引の安全を害することを防止するという公益を保護する」ことであるとし、強行規定であると明言する。次に、みなし到達規定の性質については、民法四六七条一項が強行規定であることを述べたうえで、みなし到達規定とは、債権譲渡通知が債務者の元に届かない場合には「同通知が通常到達すべきときに到達したものとみなし、改めて債権譲渡通知をすることを要しないとする合意であると理解する」とする。そして、このような特約が、債務者が債権者を確知できないことにより取引が停滞するものであるとして、これを無効としている。これは、みなし到達規定についても、先の大判大正一〇年で問題となった債権譲渡通知を不要とする特約と同じものとして判断しているものと考えられる。

一方、本判決では、民法四六七条一項の趣旨について前掲最判昭和四九年を引用し、「当該債権についての債務者の認識を通じて、譲渡の有無が第三者に表示されること」を根幹とし、「債務者の認識を通じて債権の取引の安全を確保しようとする」ことであるとしている。そして、本判決においては、みなし到達規定の性質そのものには立ち入らず、本件においては債権譲渡人Dから債権譲渡の通知が到達しなくても、本件貸金債権が譲受人Xに譲渡された事実をYが認識していた、または容易に認識することができたと認めるに足る証拠がないことから、債務者であるYが譲渡の事実を認識するに至らなかつたにもかかわらず、本件みなし到達規定によって債権譲渡通知が到達したものと解することは相当ではないとする。

本稿3(ii)で考察してきたように、本判決においては、民法四六七条一項が保護する対象として、債務者が債権者を正確に確知することができないことによる取引の停滞ではなく、むしろ債務者の認識を頼らざるを得ない潜在的な第三者の保護に主眼を置くということをより鮮明に打ち出していることが、両判決の引用判例からもわかる。そし

て、債権譲渡通知不要特約であるか、みなし到達規定であるかという点は重要ではなく、民法四六七条が到達、すなわち債務者の了知または了知可能性を求めている限り、債務者が了知するに至らなくても到達とするような特約は認められないとしている。

以上の理解のもと、本判決を検討する。

債権譲渡通知は債務者への事実上の「到達」が重要であることを明らかにし、形式的な到達で足りるとするみなし到達規定の適用を否定したのは、妥当である。

一方、みなし到達規定につき次のような問題が残ることになる。

本判決は、債務者が譲渡の事実を認識していたか、あるいは容易に認識することができたと認めるに足る証拠があったときについては、「到達」を広く解する余地を残しているように思われる。すなわち、「到達した」と認めるか否かの判断を債務者の認識に掛からしめることの帰結として、実際に到達していない場合でも「到達」と解釈することも認められること³⁷⁾になる。では、もしYが何かのきっかけで債権譲渡について知ることになったとしたら、この場合にみなし到達規定が有効となるのだろうか。

民法四六七条一項の文言が「通知」を要するとしており、これを強行規定と解する限り、たとえ債務者が債権譲渡について了知していたとしても、通知の発送そのものを怠ることは許されないとということになる。この意味で、みなし到達規定は通知不要特約と区別することができる。債権譲渡通知不要特約の場合には、通知を要しないとするのだから、ただちに民法四六七条の文言に反する。他方、みなし到達規定に関しては、通知の発送はしているため、到達していない場合であって、債務者が債権譲渡につき認識している場合のみみなし到達の可否が問題となり得るのであ

る。

判例・通説⁽³⁸⁾では、債権譲渡通知に関しては通知が到達するまでは、たとえ債務者が債権譲渡について悪意であつても、債務者は債権譲渡をないものとして行動してよい（すなわち、債権譲渡人に有効に弁済すれば債務を免れ、譲受人からの請求は拒むことができる）とされている。ここで、本判決の判旨を反対解釈すると、債務者が債権譲渡につき了知していることが認められた場合は、たとえ債務者の支配圏に置かれなかつたとしても、通知の発送さえしていれば、債務者の悪意をもって債権譲渡通知についてもみなし到達規定の適用が認められ、通常到達すべきときから対抗要件が具備されることになるだろう。

これを妥当とするかの判断は、債権譲渡の対抗要件を備えることとの目的と、手段たる通知との、いずれを重視するかという問題にかかつてこよう。民法四六七条の趣旨、すなわち債務者の認識を通じた債権譲渡の公示が事実上できているならば、通知の到達を厳格に解する意味はそれほどないのかもしれない。しかし、通知は、債権譲渡の対抗要件である。対抗要件である限り、やはりそれを具備できたか、できていないかは画一的に判断されるべきである。仮に、債権譲渡通知は発送されたが債務者のもとには到達せず、債権譲渡通知にみなし到達規定は適用されないはずのところ、債務者は債権譲渡の事実について知っていたという場合、対抗要件を具備できたか否かが債務者の主観によつて左右されることになる。これは、権利関係を画一的に確定するための対抗要件制度として妥当でない。やはり、通知の到達が重視されるべきであり、債務者の債権譲渡に対する認識のみを対抗要件具備の基準とすべきではない。

4 時効援用の可否

(i) 時効援用と信義則

本件でXの請求に対して、Yは消滅時効を援用するが、Xは時効の援用につき信義則違反を主張している。確かに、本件事実関係からわかるように、Yが合意に反し、商号や本店所在地の変更があったにも関わらず、債権者にこれを届け出なかったことにより、本件貸金債権を譲り受けた債権者らは債権譲渡通知を送達するのに難航している。問題は、このような場合であっても、債務者が消滅時効を援用することを是とするか否かである。

消滅時効の援用が、時効完成前の事情によって信義則違反あるいは権利濫用として制限されることはすでに判例および多くの裁判例で確認されているところである。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾ すなわち、消滅時効の制度趣旨として、長期にわたる事実状態の尊重、立証困難からの救済のほか、一般に「権利の上に眠る者」は保護に値しないという価値判断が挙げられる。しかし、時効期間の徒過につき権利者が権利行使できなかった、あるいは行使するに至らなかったことにつき債権者が決して「権利の上に眠っていた」わけではない場合や、債務者に時効完成の利益を与えるべきでない⁽⁴¹⁾と判断される場合には、時効援用は阻止され得る。このような場合の法技術としては、主として時効の起算点、あるいは時効の中断・停止の問題として語られる一方で、今日では民法の一般原則からのアプローチも多く認められているところである。信義則違反あるいは権利濫用と認められる基準については、多くの論稿が裁判例の集積から仔細な分析を重ね、類型化を試みている。⁽⁴¹⁾

これらの類型のうち、とりわけ本件のように、義務者による何らかの行為により、債権者の権利行使が妨げられた場合に信義則違反および権利濫用により義務者の時効援用が制限された場合として特徴づけられる裁判例を概観し、

義務者の行為の程度と時効制限の基準を確認する。⁽⁴²⁾

① 広島高裁松江支判昭和四六年一月二二日下民集二二卷一一—一二号一一五三頁

XがY銀行に無記名定期預金を預け入れ、Xが代表を務める会社とYとの間の手形取引契約（Xを連帯保証人とする）のために、Yが貸付を行った。後に、YがXの定期預金債権を受働債権として、Xの連帯保証債務との相殺の意思表示をしたところ、Xは右無記名定期預金の真の債権者でなかったことが明らかとなった。Yは真の債権者と裁判上で争い、これに敗訴したが、その間にXに対する貸付債権につき五年の消滅時効期間が経過していた事案。

これに対し、Xは本件無記名定期預金の債権者であったかも自己であるかのごとく振る舞い、Yの誤信を利し、これを持続せしめ、他方YもこのXの態度を信じ、真の債権者との抗争を続けていたため、この間Xに対して本件貸付債権の時効中断措置を講じなかったとしても、Yに責められるべきところはなく、その反面Xが消滅時効の援用をすることはYに対する関係で信義に反し、権利の濫用であると判示した。

② 東京高判昭和五四年九月二六日判時九四六号五一頁

借地人が、借地権につき解除権の発生根拠たる一部無断譲渡をしたにもかかわらず、そこに建てた建物を単独所有として登記するのみならず、無断譲受人を「間借人」と偽り事実を隠ぺいしていた事例。これに対し、賃借人の解除権行使を妨げた結果、時効期間が徒過し、もって消滅時効を援用することは、信義に反し、権利の濫用としてゆるされないと判示した。

③ 東京地判昭和五九年一月二七日判時一一六六号一〇六頁

建物賃貸人に対して転貸の事実を隠ぺいする書面を作成のうえ、建物を無断転貸した賃借人が、後に一方では転借

人に対してはその転貸借契約の終了を争い、他方で貸借人に対しては転貸の事実を否定して解除権行使を妨げていた事例。この賃借人が解除権の消滅時効を援用することは、信義に反し、権利の濫用であると判示した。

④ 東京高判平成七年二月二一日判時一五五九号四九頁

Yは離婚に伴う財産分与および扶養料の支払いを拒絶すれば、Xが生活に困窮することを知りながらこの支払いを拒絶し、資力がなくても関わらず相続放棄したうえ、その他の財産を明かさなないなどしたことにより、Xは生活保護あるいはこれが打ち切られた後はわずかな勤労収入により、子らを養育せざるを得ず、裁判の強制執行の費用を支出することができなかった。他方XはYに対して動産執行の申立てをしたものの、これを取り下げざるを得なかった事例において、Yが弁済等の主張もすることなく、単に期間の徒過のみを以て消滅時効を援用することは、時効制度の趣旨に反し、権利濫用であると判示した。

(ii) 小 括

以上に採り上げた裁判例における、義務者の「信義則違反および権利濫用」の様態を見ると、次のようなことが言える。すなわち、債務者が故意に債務を履行しないことに加え、時効期間をやり過ごすために債権者を欺罔するなどの不誠実な態度があったことが認められる場合であって、債権者が「権利の上に眠る者」であったわけではないような場合でなければ、時効援用の制限は認められない。つまり、債務者の積極的な作為がない限り、一般原則による時効援用制限は認められていないように思われる。

本件を見ると、Yにつき、三度商号を変更し、本店所在地変更をしながらも、届け出をしなかったという事情はあるものの、本店所在地に関しては移転後一〇日前後で登記していることや、移転範囲がすべて東京二三区内であった

ことから、弁済を逃れるために債権者をかく乱するような積極的行為があつたとは認められなかつたものと考えられる。

これに加え、Yが本店所在地をXに対して届け出ることを怠つたとしても、商業登記は済ませているという点にも留意する必要がある。会社法九〇八条一項は、商業登記の効果は善意の第三者にも対抗することができる旨を定めている。届出を怠つたことについては契約責任こそ問われるものの、本店所在地自体はすでに公示が為されているため、登記事項につき善意の者にも対抗することができる。このことも踏まえると、届出懈怠が直接に所在地をかく乱する目的であつたと見ることはできず、その態度も不誠実であつたとは言うほどのものではない。そのように評価する限りは、時効援用が信義則違反および権利濫用であるとは認められないことにならう。

【おわりにかえて】

本件は、債権譲渡の対抗要件たる通知は、第三者との間で争いが生じている場合のみならず、当事者間においても、到達を擬制する特約は認められないことを明らかにした。その理由として、民法四六七条一項を対債務者との関係においても、潜在的な第三者を考慮する必要性を述べている。第一審のように明言はしていないが、民法四六七条を強行規定と解しているものと読める。民法四六七条一項を強行規定とすることは従来の大審院判例の立場であるが、強行規定とする根拠を、昭和四九年判決で述べられた、通知を対抗要件とした意義に基づいて導いている。それと同時に、債権譲渡に関わる可能性のある潜在的な第三者の保護という観点から強行規定性を導く理論は、近時の有力説に沿うものである。そして、時効援用制限につき、信義則違反となる基準を逸脱するものではないという点で、

順当な判決である。本判決では明らかにされていないが、仮に債務者が債権譲渡の事実について認識していたことが証明された場合に、みなし到達規定が適用され得るか否かという問題については、適用するべきではないと考える。

また、本件では問題となっていなかったが、仮にみなし到達規定が民法四六七条一項に抵触しない場合であっても、他の強行規定に反する場合には、当該みなし到達規定は無効となる。したがって、住所や商号を商業登記していた場合には、たとえ債務者が住所等届出義務に違反したとしても、債権者が登記と異なる住所に宛てた通知の効力を主張することは、会社法九〇八条一項に反するため、許されないものと思われる。Yが本店の移転先の所在地・商号を既に登記している本件においては、みなし到達規定をもってしても、法的にはこの到達、ひいては到達により生じる法律効果をYに主張することはできないことになるのではないだろうか。Xは、ただ届出義務違反の契約責任を問う得るに過ぎないということになるだろう。

みなし到達規定の適用範囲については、現在までに多くの論者が言及するように、これを制限的に解するようになるならば、実質的には約款の利用者側にみなし到達規定のうまみはほとんど残らないのではないだろうか。結局のところ、債権者側の定める住所等変更届出義務は単なる努力規定以上の効果を得ることはできず、公示送達を用いることが、ある意味で一番低コストかつ確実な方法となるのかもしれない。

ところで、「民法の一部を改正する法律案」⁽⁴³⁾では、民法九七条の第二項に「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす」という規定が設けられた。本改正では「到達」の定義は明示されるに至らなかったが、従前の解釈が維持されている。そのうえで、九七条二項には、意思表示が相手方の了知することができる状態に置かれなかったとしても、相手側の行為様態

を考慮して到達を擬制するとした裁判例が踏襲されている。⁽⁴⁴⁾ 到達したものとす本条適用の要件としては、「正当な理由がないこと」と「通知の到達を妨げたこと」が挙げられている。「正当な理由がないこと」の判断にあたっては、その意思表示に関する様々な要素を考慮するものとされている。⁽⁴⁵⁾ 本規定は、任意規定であると理解されているようである。⁽⁴⁶⁾ 約款でこれらの要件を緩めるような規定がどこまで認められるかが、今後問題となろう。もつとも、本規定を任意規定とする場合であっても、民法四六七条においては、對抗要件たる債権譲渡通知の特殊性ゆえに、到達主義の例外を許していない。そうであればやはり、債権譲渡通知に関しては、この改正法案九七条二項は適用されないと考えられよう。

(1) 東京高判昭和六〇年八月二八日東京高民時報三六卷八・九号一五八頁も、信金取引約定書一条につき当事者間では有効とした。

(2) たとえば、多くの貸金業者が用いている利用規約では、債務者の責めに帰すことができない住所等変更届け出の懈怠についてはみなし到達規定の適用除外としている。

(3) 石井眞司『新銀行取引約定書の解説』（経済法令研究会、一九七七年）一五四頁、全銀協法規小委員会『新銀行取引約定書ひな型の解説』（以下、ひな型の解説という。）（金融財政事情研究会、一九七七年）一一頁は、みなし到達規定を含む銀取引約定書の合理性を説くにあたり、銀行取引の特殊性を強調する。すなわち、銀行は、さまざまかつ多数の取引先に対して大量の事務を短時間で正確に処理しなければならず、この業務が滞ると、他の預金者の権利に影響が及ぶこと、しかるに、銀行は公的な立場にあるということである。従って、これを貸金業者と借主の間で定める場合には、各条項の有効性が改めて検討されるべきである。しかし、少なくとも貸金契約において住所等の変更届出条項を定め、そのペナルティとしてみなし到達規定を定めることは、貸主にとって借主の住所等を知っておくことが請求などの際に重要であることを考えれば、十分合理性があるという事ができると思われる。

- (4) 鈴木祿弥編『新版注釈民法(一七)』(有斐閣、一九九三年)〔谷川久〕二八〇頁。
- (5) 西村信雄編『注釈民法(一一)』(有斐閣、一九六八年)〔明石三郎〕三七二頁。
- (6) 注民(一一)前掲注(5)三七二頁、川島武宜・平井宜雄『新注釈民法(三)』(有斐閣、二〇〇三年)〔平井宜雄〕四六頁、我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、一九六四年)五三〇頁。
- (7) 大判昭和六年二月一日新聞三三三三六号九頁、最判昭和三十六年四月二〇日民集一五卷四号七七四頁など。
- (8) 石井前掲注(3)一五四頁。
- (9) 注民(三)前掲注(6)〔須永醇〕五一五頁、また、法制審議会「民法(債権関係)部会第三三回会議事録」二二頁以下(岡本雅弘、沖野真巳、山本敬三意見)。山本敬三委員は、任意規定と考えられる理由として、意思表示の効力発生時期の問題が、原則として当事者のリスク分配の問題に関わることに、そして、到達主義の趣旨が、相手方のある意思表示の場合には意思表示の効力発生と共に、契約相手方もそれに拘束されるため、相手方もその効力が発生することを知り得る状態にあることが要求される、という点にあるのだから、相手方がそれと異なる時点で意思表示の効力が生じることを認めるときには、公序良俗に反しない限りは、到達主義と異なる合意は認められる、とする。
- (10) 札幌高判平成八年九月三〇日決定東京公証人協会報平成八年二月号一八頁では、割賦販売法五条一項の趣旨に照らして、みなし到達規定を否定した。これは期限の利益喪失効の条件となる催告通知の到達についてみなし到達規定の適用を争った事案である。確かに、割賦販売法五条一項が催告期間を二〇日と定めた趣旨は、継続的な取引において消費者を保護する点にあり、消費者が催告を實際に知ることができてから最低二〇日間の猶予を与えることに重点がおかれているため、みなし到達規定を適用することには問題がある。しかし、これもまたみなし到達規定そのものを否定する必要があるか否かと、催告通知にこれを適用するか否かは別の問題であるため、消費者保護の要請がある場合であっても、必ずしも民法九七条の任意規定性をゆるがすものではないように思われる。
- (11) 四宮和夫・能見善久『民法総則(第八版)』(弘文堂、二〇一〇年)二五六頁、藤林益三・石井眞司『判例・先例金融取引法(新訂版)』(金融財政事情研究会、一九八八年)一六八頁、石井前掲注(3)一五五頁。裁判例では、東京高判昭和五三年一月二五日判夕三六九号三七二頁、東京高判昭和五八年一月二五日判夕四九二号六二頁、東京高判昭和六〇年八月二八日東京高民時報三六卷八・九号一五八頁などがある。なお、第三者効については上記東京高裁昭和五三年および五八年に争われ、

とも否定された。

- (12) 鴻常夫『商法総則(新訂第五版)』(弘文堂、一九九九年)二四〇頁、大隅健一郎『新版商法総則』(有斐閣、一九七八年)二六七頁、酒巻俊雄・龍田節編『逐条解説会社法第九卷』(中央経済社、二〇一六年)〔永井和之〕四六一頁。
- (13) 「登記当事者」とは、登記事項である事実・法律関係の当事者を指すとされる。江頭憲治郎・中村直人編『論点体系会社法六』(第一法規、二〇一二年)〔船津浩司〕三二九頁。
- (14) 逐条解説会社法前掲注(12)四六二頁。
- (15) 稲田和也「定款自治と強行法性」椿寿夫編『民法における強行法・任意法』(日本評論社、二〇一五年)三〇二頁。
- (16) 神田秀樹・藤田友敬「株式会社法の特徴、多様性、変化」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』(東京大学出版会、一九九八年)四六一頁。
- (17) 浜田道代「商業登記制度と外観信頼保護規定(一)」民商八〇巻六号六八二頁。
- (18) また、このような約款中の個別条項の拘束力について、契約の成立段階における相手方の認識、了知を問題とする立場をとったとしても、本件のように企業間取引において、銀取約定書と同様のみなし到達規定が含まれていることは、債務者に対して過度な不利益を与えるものではないし、当事者が合理的に推認可能なものであると考える。
- (19) 注民(一一)前掲注(6)〔甲斐道太郎〕三四四頁。
- (20) 座談会「貸付債権譲渡に関する法的問題—JSLA契約書ひな型を契機として—」金法一六二六号(二〇〇一年)一三頁(片岡義広、道垣内弘人意見)。この座談会では期限の利益喪失条項について議論されたため、これを例にあげれば、次のように説明される。金銭消費貸借契約が貸借型の契約であることから、その成立を主張するためには、弁済期の到来の立証が要件となる(鈴木祿弥『債権法講義(第四版)』(創文社、二〇〇一年)三四〇頁、大江忠『要件事実民法四(第三版)』(第一法規、二〇〇五年)二四三頁)。期限の利益喪失条項とは、その弁済期の定めに影響を与える約定であるから、銀行取引約定書を承認している以上は、弁済期の定めが付款として効力に影響を与えているはずである。そうであれば、債権譲渡した場合には、その付款たる期限の利益喪失条項は当然に譲受人も主張できる。(片岡意見)。
- (21) 座談会前掲注(20)一四頁以下(道垣内弘人、森下哲朗意見)、佐藤孝幸『実務契約法講義(第四版)』(民事法研究会、二〇一二年)二〇九頁。

(22) 期限の利益喪失条項の譲渡性に関して、宮川不可止「債権譲渡における期限の利益喪失条項の随伴性―譲渡債権に随伴するか」京都学園法学七一号八三頁は、銀行取引約定書に規定される期限の利益喪失条項の随伴性に関して、全銀協をはじめとする金融関係者らによる議論をまとめている。

(23) 奈良次郎「最判昭和五四年七月一〇日判批」金法九二八号（一九八〇年）一三頁、篠田省二「銀行取引約定書一条二項（いわゆる「みなし到達」の約定）の対外効」金法一〇五〇号（一九八四年）一五頁、注民（一七）前掲注（4）（中馬義直）四五頁。銀行取引約定書ひな型では、住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明になったとき」に当然に期限の利益を喪失すると定めている。ここでは、「所在が不明になったとき」という要件が付されており、これは「銀行・取引先間に存する与信取引の信頼関係を破壊するような背信的な所在不明、換言すれば銀行からの通知を免がれ、協力要請を拒むために行方をくらし、そのために債権保全に支障を生ずるような場合」に限られている（ひな型の解説前掲注（3）八四頁以下）。みなし到達規定（同一一条）には、文言上このような要件は付されていないものの、両条項はいずれも、借主の行方不明に対する対処として定められているものである。この趣旨に鑑みれば、みなし到達規定の適用も、「借主の所在不明と言える場合」に初めて有効とすることも妥当と考える。この点につき、前述奈良一三頁（脚注一五）では、「みなす送達の約定が、限定的かつ合理的に適用され」、「相手方の所在不明ないし公示送達による意思表示が認められる程度またはこれに準ずるよう、厳格かつ制限的にされるならば、金融機関の権利保全としても世人が納得しうるほどに合理的な事由に制約されるならば、みなす送達の約定も、商慣習として形成され、公知の事実となり」得ると指摘しており、また、後藤紀一「最判昭和五八年一月二五日判批」判評二九五号（一九八三年）四四頁では、西ドイツのAG B（普通取引約款法）が、「特に重要な通知」についてはその到達を擬制することができるという規定を紹介する。本件においても重要な示唆を与えるものである。

(24) 座談会「預金取引（第四七回）」金法八三四号（一九七七年）三三二頁で当事者間効力に関して一定の疑問が呈されている。ここでは例えば、「催告があつてから損害金とれるというような事案で、催告状を出したらつかかなかつたら、裁判上遅滞が認められるか」（吉原省三意見、三二二頁）と言われている。そのほか、差引計算あるいは相殺の通知、遅延損害金の発生の基本となる期限の利益喪失の通知、請求などが挙げられている。そのほか池田真朗「東京高判昭和五八年一月二五

日判批「ジュリハ〇三号（一九八三年）九五頁、有賀恵美子「みなし到達」条項と到達主義」椿寿夫編『強行法・任意法でみる民法』（日本評論社、二〇一三年）四九頁も同旨。

(25) みなし到達規定を相殺の意思表示に適用することを否定した前掲注(11)東京高裁昭和五八年では、その理由として、「相殺の意思表示の不到達は、相殺の意思表示がなされないのと同等に評価されるべき」と述べた。ここで、みなし到達規定を、すくなくとも発信は前提とされている規定と捉えるか、あるいは、発信をも要さないことを意味する「通知不要特約」と捉えるべきなのかで、民法九七条が検討の対象となるか否かが異なってくる。ひな型の解説前掲注(3)一五五頁によれば、「みなし到達の効果を主張するためには、銀行は必ず取引先に対して通知または書類の送付をしなければならぬのであって、この特約をもつても、発信を省略してはならない」としている。みなし到達規定は、「債権者が、債権者としてなすべき通知を端折っても構わない」という趣旨の特約ではない。そうではなく、「届出通りの住所地に通知、書類を送付する」という債権者が為すべきことをしたにもかかわらず、債務者が住所変更などの届出を懈怠したことによって通知が到達しなかった場合には、債権者はその責任を負わない旨を定めるものである。そうであれば、実質的に通知や送付書類が債務者に到達していないという結論部分について通知不要特約と同じであるからと言って、これと同視することはできない。このことから、やはりみなし到達規定は、少なくとも発信がなければ到達の効果が生じないものと考えるべきである。

(26) 民法四六七条一項の強行法性に関する判例、学説の変遷に関しては、三林宏「債権譲渡の對抗要件規定と強行法性」椿前掲注(15)二〇一頁を参照した。

(27) ひな型の解説前掲注(3)一七八頁。

(28) この債権の譲受人が、この特約に基づき債権譲渡について債務者に通知しないまま抵当権を実行しようとしたところ、債務者が、通知のない譲受人は債務者に対抗できないとして、競売申立の取り下げを請求した。この事件では第三者は登場しない。

(29) 大判大正一〇年二月九日民録二七輯二四四頁。大判大正一〇年三月一二日民録二七輯五三二頁も同旨。

(30) 末弘巖太郎「判批」法協三九卷一〇号（一九二一年）一七八二頁、また、同旨の判決である大判大正一〇年三月一二日に對する末弘巖太郎「判批」法協三九卷一〇号（一九二一年）一九四七頁。

(31) 鳩山秀夫「日本債権法総論」(岩波書店、一九三三年)三五五頁、我妻前掲注(6)五四一頁、於保不二雄「債権総論(新

- 版』(有斐閣、一九七二年)三〇八頁、柚木馨・高木多喜男『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣、一九七一年)三五八頁。
- (32) 我妻前掲注(6)五四一頁。
- (33) 池田真朗『債権譲渡の研究(増補二版)』(弘文堂、二〇〇四年)、同「民法四六七条・四六八条(指名債権の譲渡)」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣、一九九八年)一〇一頁。なお、これらの論稿を解説したものととして、千葉恵美子による書評も参照した。加藤雅信代編『民法学説百年史』(三省堂、一九九九年)三八四頁。
- (34) 池田「研究」前掲注(33)九八頁。
- (35) 平野裕之『債権総論(第二版)』(信山社、一九九五年)四〇七頁、四〇八頁、平井宜雄『債権総論(第二版)』(弘文堂、二〇〇〇年)一四〇頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ(第二版)』(信山社、二〇〇一年)五四〇頁、淡路剛久『債権総論』(有斐閣、二〇〇二年)四四七頁、中田裕康『債権総論(第三版)』(岩波書店、二〇一三年)五三三頁。
- (36) 最判昭和三六年四月二〇日民集一五卷四号七四四頁、最判昭和四三年二月一七日民集三二卷一三三二九八九頁。
- (37) 最判平成一〇年六月一日民集五二卷四号一〇三四頁では、内容証明郵便が留置期間の経過により差出人に還付された場合に、不在配達通知書によって内容証明郵便の内容を推知することができたこと、実際に通知を受領することが困難ではなかったことを理由として、遅くとも留置期間が満了した時点での到達が認められた。
- (38) 最判昭和四九年一月二日民集二八卷八号一六五四頁、池田「百年Ⅲ」前掲注(33)一三〇頁。
- (39) 学説として言及したものととして、谷口知平「権利濫用の効果―財産法を中心とする―」末川古希記念論文集「権利の濫用上」(有斐閣、一九六二年)一〇二頁。判例としては、広島高裁松江支判昭和四六年一月二日下民二二卷一一―一二号一―一五三頁を皮切りに、現在に至るまでに多くの下級審および最高裁で見られる。石松勉「消滅時効の援用と信義則に関する一考察」福岡大学大学院論集(一九九〇年)二二卷一―一六〇頁。また、時効援用を制限する根拠に権利濫用をあげるか、信義則および権利の濫用をあげるかの区別について言及したものととして、渡辺博之「時効の援用と信義則・権利の濫用(上)下」(一九九三年)判評四〇七号一五六頁、四〇八号一六四頁。
- (40) しかし同時に、時効援用を民法の一般原則により無制限に制限されることに対する懸念もある。民法典や特別法典中の諸規定が、個別的に、あるいは一般的に定めた時効期間の規定を無意味なものとし、ひいては法が取引の早期決済、安定した事実状態の維持のために定めた時効制度の土台を揺るがす結果になるとする。内池慶四郎「判批」判評二二七号(一九七七

年) 一四頁。五十嵐清「判批」判評九五号(一九六六年) 一八頁。

(41) 時効完成前の事情により時効援用の信義則違反・権利濫用が認められた基準については、裁判例の集積を類型的に考察した論稿として、山崎敏彦「消滅時効の援用と信義則・権利濫用」判タ五一四号(一九八四年) 一四六頁、半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリ八七二号(一九八六年) 七九頁、石松前掲注(39) 五八頁、松本克美「時効規範と安全配慮義務―時効論の新たな胎動―」神奈川法学二五巻二号(一九八九年) 一頁。また、近年の裁判例の動向まで含めたものとして松久三四彦「時効の援用と信義則ないし権利濫用―時効完成前の事情による場合―」藤岡康宏古希記念論文集「民法学における古典と革新」(成文堂、二〇一一年) 六九頁における類型化を参考とした。

(42) この類型は、山崎前掲注(41) A、半田前掲注(41) II、石松前掲注(39) 第一類型、松久前掲注(41) 表5④として分類されている。これらの分類中であげられている該当裁判例のなから、義務者による権利行使妨害にあたると思われる事例を選出した。

(43) 平成二九(二〇一七) 年五月二六日に成立。

(44) 民法(債権関係) 部会資料五三(中間試案のたたき台(一)) 一一頁。

(45) 資料前掲注(44) 一二頁

(46) 法制審議会「民法(債権関係) 部会第六四回会議議事録」(三上徹、笹井朋昭意見) 二四、二五頁、同「七六回会議議事録」(中原利明、笹井朋昭意見) 二五頁。とりわけ、金融機関で一般的に用いられている約定書にあるみなし到達規定についての扱いに対して、本改正が影響を与えるものではないと考えられている。第六四回会議では、「正当な理由」という基準に債務者が住所変更を怠ったことは入らないであろうから、別途これを合意することは可能かどうかが三上委員より質問されている。

〔付記〕 本稿脱稿後、本判決の評釈として池田真朗・新判例解説 Watch 民法(財産法) 一三〇号、大木満・明治学院大学法律科学研究所年報三三三号一〇七頁、白石大・リマークス五五号二六頁に触れた。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)